

# 「統合されたバーゼル枠組み」に関する市中協議文書の公表について

2019年4月  
金融庁／日本銀行

\* 当資料は、バーゼル銀行監督委員会(バーゼル委)が公表した市中協議文書の内容の理解促進の一助として、作成されたものです。市中協議文書の内容については必ず原文を当たって御確認下さい。本資料の無断転載・引用は固くお断り致します。

# 目次

1. 背景・経緯
  2. 統合されたバーゼル枠組みの構成
  3. 統合されたバーゼル枠組みの位置付け
  4. 市中協議の内容・今後の予定
- (参考) 技術的改訂(Technical Amendments)の概要

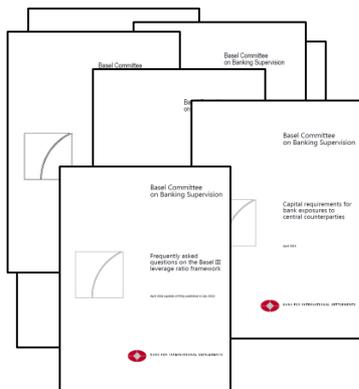
# 1. 背景・経緯

- バーゼル銀行監督委員会（以下、バーゼル委）は、銀行規制や監督に係るグローバルな基準の策定及び促進を目的とした基準設定主体であり、1975年の設立以来、銀行監督に係る様々な基準(standards)を公表してきた。
- 現在のバーゼル基準は、リスクベースの自己資本基準、レバレッジ比率、流動性及び大口与信管理に係る基準ならびにマクロプルーデンス政策上の措置から構成されており、国際的に活動する銀行の監督上の最低基準となっている。
- 加えて、「実効性のある銀行監督のための諸原則」(コア・プリンシプル)は、銀行セクターにおける規制、監督、ガバナンス、リスク管理の頑健な基礎を提供している。

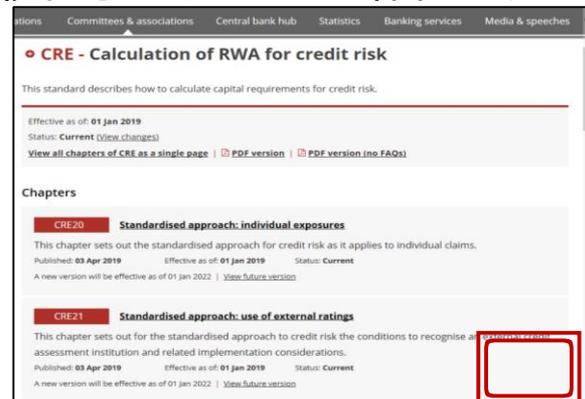
# 1. 背景・経緯

- 現在のバーゼル基準は、国際決済銀行(BIS)のウェブサイト上にpdf形式の規則文書として公表されている。これらの規則文書は、これまで既存規則の差し替えや一部改訂、新規の公表を通じて、拡充されてきた。
  - この公表形式のもとでは、利用者にとって、現在有効な基準の特定やこの基準がどのように発展してきたかを追うことが困難であった。こうしたことから、その閲覧性の向上を図るべく、バーゼル委はバーゼル基準を「統合されたバーゼル枠組み」(Consolidated Basel Framework)として再構成した。
- 対象範囲は、基準やFAQsのみであり、監督上の指針(Guidelines)やサウンド・プラクティスは対象外。

従来のPDF形式の公表文書



統合されたバーゼル枠組み(イメージ)



## 2. 統合されたバーゼル枠組みの構成

- 統合されたバーゼル枠組み(以下、枠組み)は、14の規則(standards)から構成されており、「章(chapters)」分けされている。

14の規則(standards)	
<b>SCO</b> 適用範囲と定義	<b>LCR</b> 流動性カバーレージ比率
<b>CAP</b> 自己資本の定義	<b>NSF</b> 安定調達比率
<b>RBC</b> 所要自己資本要件	<b>LEX</b> 大口与信規制
<b>CRE</b> 信用リスクのリスクアセット計測	<b>MGN</b> マージン規制
<b>MAR</b> マーケット・リスクのリスクアセット計測	<b>SRP</b> 監督上のレビュー・プロセス(注)
<b>OPE</b> オペレーショナル・リスクのリスクアセット計測	<b>DIS</b> 開示要件
<b>LEV</b> レバレッジ比率	<b>BCP</b> 実効性のある銀行監督のための諸原則

(注) 本章には、「銀行勘定の金利リスク」(IRRBB)や「実効的なリスクデータ集計とリスク報告に関する諸原則」など、第2の柱のもとでバーゼル基準として扱われるものが含まれている。

- 枠組みは、2019年1月1日より有効な規則を反映。同日より前に期限切れとなった規則や経過措置は対象外。

## 2. 統合されたバーゼル枠組みの構成

- ウェブサイト上では、将来日付において有効なバーゼル基準を閲覧することも可能である。こうした機能は、枠組みの複数章において、2019年1月1日より有効な現行版(current version)と、(バーゼルⅢ最終化の適用開始に伴い)主として2022年1月1日より有効な将来版(future versions)の複数バージョンの規則を用意することによって、可能となっている。
- このほか、バーゼル委は、バーゼル基準の整合的かつグローバルな実施の促進に向けたFAQsを公表してきたが、枠組みではこれらのFAQも規則とともに掲載されている。

単語検索・タイムトラベラー機能

Search the Basel Framework:

View the framework as it was / will be on a specific date



閲覧可能な規則(例:信用リスク)

トピック(例)	2019年時点	2022年時点
CRE 20 標準的計測手法	Basel II	Basel III
CRE 30 内部格付手法		
CRE 50 カウンターパーティ信用リスク	SA-CCR や関連 FAQ	
CRE 90 経過措置等		例: 株式の取扱い
⋮		

### 3. 統合されたバーゼル枠組みの位置付け

- 枠組みは、バーゼル委がこれまでに公表した国際的な銀行規制・監督に係る基準を新様式の下で統合することを企図したものであり、新たな規制の導入を提案するものではない。
  - 枠組みの作成にあたり、バーゼル委は、規則文書を単純化・明瞭化し、FAQを組込んだほか、形骸化したレビュー条項や記載内容を削除した。新旧規則の比較用に対応表(mapping table)も用意した。
- もっとも、枠組みの作成過程で、一部バーゼル基準における不整合性(inconsistencies)及び多義性(ambiguities)が判明し、バーゼル委は、これらに対処するには規則文書の変更が必要との見解に至った。
- こうした変更は、重大ではないものの、既存の規則文書の修正を行わずに曖昧でない形では解決できないため、いわゆる、「技術的改訂(TA: Technical Amendments)」として、通常は市中協議の対象となる。

### 3. 統合されたバーゼル枠組みの位置付け

- 現在のバーゼル基準と比較すると、枠組みには2種類の変更が施されており、このうち、技術的改訂については各法域における対応が期待される。

2種類の変更	変更の性質	期待される対応
技術的改訂 (TA)	✓ 編集作業の過程で明らかになった複数規制間の記載ぶりの不整合等で是正が必要なもの	【対応○】 ✓ 遅くとも2022年1月1日までに各法域における法律や国内規制に反映することを奨励
その他変更	✓ 市中協議文書に記載されている新規FAQや単純化・明瞭化の目的で施された規則文書の編集上の変更等	【対応×】 ✓ バーゼル基準の変更を意図するものではないため、法律や国内規制への反映は任意

### 3. 統合されたバーゼル枠組みの位置付け

- バーゼル委は、これらの技術的改訂(TA)を枠組みの公表と同時に市中協議に付すことが効率的と判断し、TAは、枠組みの規則文書に既に反映されている。
  - TAの概要は後述(p.11~15)。
- なお、2019年1月に公表された「マーケット・リスクの最低所要自己資本」に係る最終規則文書は、既に枠組みに沿った形式で公表されており、今回公表された枠組みにおいても反映されている。

## 4. 市中協議の具体的な問・今後の予定

- 市中協議では、以下の2点が問われている。

(問1) 枠組みは、これまでのバーゼル規則にあった内容を正確に、明瞭に、包括的に映じているか。

(問2) 市中協議文書の技術的改訂(TA)に対する意見如何。

- バーゼル委は、この2点に係るコメントを2019年8月9日まで募集する。
- その後、バーゼル委は、枠組みの第1版(first version)を最終化し、定期的に更新していく予定である。

# (参考) 技術的改訂(Technical Amendments)の概要

## 1.1 2022年までの資本フロアの明確化

- 2022年までの資本フロアとして、バーゼルⅡ以降導入されたリスク計測手法の標準的手法を参照する資本フロアを含む、3つのアプローチを選択可能とすることを明確化

## 1.2 資本バッファーに係る定義の明確化

- ①社外流出制限にかかる保全率の計算頻度、②社外流出制限の対象期間、③社外流出制限の対象外となる配当の要件などを明確化

## 1.3 信用リスクの標準的手法

### 1.3.1 バーゼルⅠリスクウェイトを参照する取扱いの廃止

- バーゼルⅡにおいて、バーゼルⅡ規則で明示的に扱っていないエクスポージャーはバーゼルⅠのリスクウェイトを参照するとされていたところ、該当するエクスポージャーが存在しないと考えられることから、当該規定を廃止

### 1.3.2 事業を営む主体の取扱いの改訂

- 事業を営む主体に対する重大な少数持分投資と過半数を超える投資のうち、一定の重要性基準を下回るものについては、株式劣後債等と同様のリスクウェイトを適用

### 1.3.3 居住用不動産担保に対するリスクウェイト適用に係る計算事例(代替アプローチ※)の改訂

- バーゼルⅢの信用リスクの標準的手法は、銀行が設定する居住用不動産担保に対する抵当権の金額が貸出額に一致することを前提としているが、一部法域ではこの前提が成立しないことを受け、こうしたケースでも対応できる計算事例に改訂

### 1.3.4 適格格付機関の選定に係るガイドラインの策定

- バーゼルⅡで規定されていた適格格付機関の選定に係る記述は、今般の統合文書には含めず、ガイドラインとして策定

## 1.4 信用リスクの標準的手法(SA)のリスク削減

### 1.4.1 適格金融資産担保の取扱いの明確化

- 外部格付機関によって格付が付与されているソブリンが発行する債券は、当該債券に対して外部格付が都度付与されていなくても、適格金融資産担保として扱うことを明記

### 1.4.2 簡便手法及びSA-CCRのもとでのリスクウェイトフロア適用除外の廃止

- カウンターパーティーリスク計測の標準的手法(SA-CCR)の導入に伴い、現金担保等はエクスポージャーの計算上、別途考慮される扱いとなることから、簡便手法におけるリスクウェイトフロア適用除外を廃止

### 1.4.3 包括的手法のもとでの対象取引の明確化

- 包括的手法のもとでの対象取引は「レポ形式の取引」との記載があるところ、「マージン・レンディング取引」も対象とすることを明確化するため、「レポ形式の取引」との記載を「証券貸借取引」に改訂

(※)代替アプローチ:各国裁量で、LTV比率55%以下の債権部分を有担保債権とみなして20%のリスクウェイトを適用し、残りの債権部分を無担保債権とみなして債務者のリスクウェイトを適用する方法

## 1.5 信用リスクの内部モデル手法(IRB)

### 1.5.1 ソブリン債権に関する規定の統合

- ソブリン債権に対しては、先進的内部格付手法(A-IRB)の継続適用、インプット・フロアの非適用が認められているが、その他のバーゼルⅢ信用IRBにおける一部規定適用を明記

### 1.5.2 銀行債権の定義の明確化

- 信用リスクIRBでは「銀行債権」を「信用リスクSAの銀行向け債権および証券会社、その他金融機関」と定義しているところ、信用リスクSAの「カバード・ボンド」や「劣後債、その他資本性商品」も定義に含むことを明記

### 1.5.3 リテール債権に対するデフォルト時エクスポージャー(EAD)フロアの適用

- デフォルト時エクスポージャー(EAD)推計が許容されている事業法人債権(売上高5億ユーロ未満の企業債権)に対して適用されているフロアをリテール債権に対しても適用

### 1.5.4 ファンド向けエクイティ出資(EIF)においてデリバティブエクスポージャーのアドオン値が不明の場合の取扱いの明確化

- ポテンシャル・フューチャー・エクスポージャー(PFE)のアドオン値が不明の場合、想定元本の掛目として15%を適用。

## 1.6 信用評価調整(CVA)リスク

### 1.6.1 標準的手法のもとでのリスクのマージン期間(MPoR)の最低期間の改訂

- 標準的手法では、リスクのマージン期間(MPoR)は全ての取引に関し、最低期間は10営業日とされている
- レポ取引等のMPoRは10営業日よりも短くなる可能性があるため、MPoRの最低期間を、デリバティブについては10営業日、SFTについては5営業日とするよう改訂

### 1.6.2 ネットिंगセットの分割に係る取扱いの改訂

- バーゼルⅢでは、SA-CVAを適用する場合、デリバティブ・カウンターパーティとの複数の契約を束ねたネットिंगセットを単位として、SA-CVAの計測対象から除外し、除外したネットिंगセットに対してBA-CVAを適用することが認められている
- 一定の条件を満たす場合に、法的効力を有する1つのネットिंगセットについても、2つのシンセティックなネットिंगセットに分割し、各々に対し、異なるリスク計測手法(SA-CVA/BA-CVA)を適用することを認めるよう改訂

## 1.7 オペレーショナル・リスク

### 1.7.1 内部損失乗数の計測に用いる損失データの取扱いの改訂

- 内部損失乗数の計測に際し、5年以上の高品質データを保有する場合は当該データを全て用いて内部損失のデータの計算を行う方法に改訂

### 1.7.2 買収・合併された主体の損失情報等の取扱いの改訂

- 損失及びビジネス・インディケーター(BI)項目の計測に際し、買収・合併された主体に係る買収・合併以前の期間(損失:10年、BI項目:3年)も対象とするよう改訂

## 1.8 レバレッジ比率に係る脚注の統合

- 2014年規則における、顧客清算取引に伴う清算会員のトレード・エクスポージャーの取扱いに係る脚注を統合

## 1.9 第二の柱

### 1.9.1 ストステストに係る記述の統合

- 2018年10月に改訂されたストレステスト諸原則の概要を統合

### 1.9.2 1992年基準に係る記述の統合

- 1992年に公表された「国際的銀行グループ及びその海外拠点の監督のための最低基準」の一部を統合

## 1.10 第三の柱

### 1.10.1 証券化商品に係る開示要件の統合

- 「簡素で、透明性が高く、比較可能な(STC)証券化商品」に係る開示要件を開示テンプレートに統合

### 1.10.2 保険子会社に係る開示要件の統合

- 保険子会社に係る余剰資本等の開示要件を開示テンプレートに統合

## 1.11 用語の統一

- SPV(Special Purpose Vehicle)をSPE (Special Purpose Entity)に統一